令和2年第1回

大崎町議会臨時会会議録

令和2年5月8日

大崎町議会

令和2年第1回大崎町議会臨時会

会 期

令和2年5月8日(金) 1日間

月 日	曜日	本会議	委員会	摘要
5月8日	金	第1日		会 期 の 決 定 議案等上程審議

令和2年第1回大崎町議会臨時会会議録目次

第1	号 (5月8日) (金)	
1.	開 会	Ę
2.	開	Ę
3.	日程第1 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę
4.	日程第2 会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę
5.	日程第3 議案第19号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第1号)	Ę
	東町長提案理由説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę
	上橋総務課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ç
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ć
	東町長	10
	藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	吉原信雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	上橋総務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	吉原信雄君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	上橋総務課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	稲留光晴君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	中野企画調整課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	稲留光晴君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
		14
		14
		15
		16
6.	日程第4 議案第20号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正	(
٥.	予算(第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	東町長提案理由説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	相星保健福祉課長 · · · · · · ·		17
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · ·		18
	相星保健福祉課長 · · · · · · ·		18
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		18
7.	休 憩		18
8.	日程第4 議案第21号 ナ	、崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の	
	告	制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	東町長提案理由説明 · · · · · ·		19
	相星保健福祉課長 · · · · · · ·		19
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		20
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		21
	相星保健福祉課長 · · · · · · ·		21
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		21
	相星保健福祉課長 · · · · · · ·		21
9.	日程第5 議案第20号 台	和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正	
		予算(第1号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		22
10.	日程第6 議案第22号 ナ	、崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正	
	9	トる条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	東町長提案理由説明 · · · · · ·		23
	相星保健福祉課長 · · · · · · ·		24
11.	日程第7 議案第23号 中	中沖小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結	
	V	こついて	25
	東町長提案理由説明 · · · · · ·		25
	上橋総務課長 · · · · · · · · · ·		25
	上原正一君 · · · · · · · · · · · · ·		26
12.	閉 会 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		28

第 1 号 5月8日(金)

令和2年第1回大崎町議会臨時会会議録(第1号)

令和2年5月8日 午前10時00分開会 於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名(11番,1番)

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第19号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第1号)

日程第4 議案第21号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について

日程第5 議案第20号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第1号)

日程第6 議案第22号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第23号 中沖小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結に ついて

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

 1番 平 田 慎 一
 7番 吉 原 信 雄

 2番 富 重 幸 博
 8番 中 山 美 幸

 3番 児 玉 孝 德
 9番 上 原 正 一

 4番 稲 留 光 晴
 11番 諸 木 悦 朗

 5番 神 崎 文 男
 12番 宮 本 昭 一

 6番 中 倉 広 文

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖弘 農林振興課長 中 村 富士夫 千 歳 史 郎 耕地課長竹本忠行 副 町 長 教 育 長 藤井光興 建設課長 時見和久 会計管理者 西 髙 和 義 農委事務局長 川 畑 定 浩 総務課長 上橋孝幸 水道課長 髙田利郎 企画調整課長 中野伸一 教委管理課長 上野明仁 住民環境課長 小野厚生 社会教育課長 今吉孝志 保健福祉課長 相星永悟 税務課長 本松健一郎

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

 事務局長
 本高秀俊

 次長兼調査係長
 宮本修一

 次長兼議事係長
 垣内吉郎

 庶務係主幹
 西ゆかり

開会 午前10時00分

○議長(宮本昭一君) これより、令和2年第1回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに 会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本昭一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、諸木悦朗君、1番、平田慎一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(宮本昭一君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配布してある日程案のとおり、本日1日間といた したいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第19号 令和2年度大崎町一般会計補正予算(第1号)

○議長(宮本昭一君) 日程第3、議案第19号「令和2年度大崎町一般会計補正予算 (第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,878万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億4,376万8,000円にするものでございます。歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金などでございます。歳入は国庫支出金及び繰入金の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策であります。 特別定額給付金等の国庫事業費並びに本町が独自に行います支援事業費などでございます。 まず、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目15新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で13億1,132万5,000円でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策であります特別定額給付金に係る給付金及び事務費でございます。節1報酬から節13使用料及び賃借料までの合計で2,142万5,000円は、人件費や申請書等の発送に係る通信運搬費、給付金支給に係る振込手数料、システム導入に係る委託料等の事務費でございます。

節18負担金補助及び交付金12億8,990万円は、今回、住民1人当たり10万円を支給いたします給付金でございますが、4月27日現在において、住民基本台帳に記録されている人数をもとに試算したものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費は、合計で5,430万円でございます。こちらは 子育て世帯を支援するための給付金が主なものでございます。

節1報酬から、次の8ページをお願いいたしまして、節11役務費までの合計2 20万円は、給付金事業に係る人件費や、振込手数料等の事務費及び国の保育対策 総合支援事業を活用し、保育所や認定こども園へ配布するマスク等を購入するため の経費でございます。

節18負担金補助及び交付金5,210万円は、国の緊急対策であります子育て世帯臨時特別給付金と、本町が独自で支給いたします大崎町子育て世帯臨時給付金でございます。子育て世帯臨時特別給付金1,550万円につきましては、4月支給対象である児童手当の受給世帯に対しまして、対象児童生徒1人につき1万円を支給するものでございます。また、本町独自の給付金3,660万円につきましては、児童手当支給世帯に加えまして、現役高校生を持つ世帯を対象に、児童生徒1人当たり2万円を支給するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費167万5,000円は、感染防止対策用としてマスクの購入や、感染者が発生した場合の消毒作業時に必要な防護服、消毒液等を購入するための消耗品費でございます。

款6商工費、項1商工費5,103万1,000円は、新型コロナウイルス感染症によります地域経済への影響に配慮したものでございます。

節18負担金補助及び交付金の大崎町新型コロナウイルス感染症対策委員会補助金3,323万1,000円は、飲食店等の事業者に対する支援事業補助金でございます。このうち3,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、15%以上50%未満の減収となった第3次産業の事業者に対しまして、一律30万円を支給するものでございます。

また、飲食店応援プロジェクトとして、クーポン券付きのチラシ発行に要する経費323万1,000円も合わせて計上しております。

次の大崎町事業者支援交付金1,780万円は、6月30日現在で、町商工会に加入している事業者を対象に、一律5万円を支給するものでございます。

9ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費9万6,000円から、項3中学校費30万8,000円までは、新型コロナウイルスの感染拡大防止用のマスクや、感染症患者が発生した場合の消毒作業等に対応するための防護服等の購入に係る消耗品費でございます。歳出の最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。款15国庫支出金、目1総務費国庫補助金及び目2民生費国庫補助金につきましては、国の緊急経済対策に伴う補助金でございます。説明欄に記載してございます補助金を、算定見込みによりまして補正をお願いするものでございますが、いずれも補助率は100%でございます。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金8,990万円は、新型コロナウイルス 感染症対策に係る本町独自の事業の財源として活用するものでございます。

説明は以上になりますが、11ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。議案第19号「令和2年度大崎町一般会計補正予算(第1号)」について、何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 今、コロナに対するいろんな事業について提案をいただきましたが、まず10万円を支給する特別定額の給付金、これについてお伺いしときますが、本町では5月11日受付、5月15日から支給開始というようなことで、先ほど御説明をいただいているんですが、その受付の対応ですね、窓口対応について、本町ではどういう対応をするのか。実際5月15日支給を考えた場合には、窓口対応はどういう形になっているかということが、これは重要な問題です。多分5月11日の受付開始とともに、大勢の方々が本町の事務に対応されると、出てこられるだろうというふうに考えておりますが、その時の窓口対応が、1人2人でやっていたんじゃ、到底私は無理がくるんじゃないかなと。これは早い時期にですね、皆さん欲しがっていらっしゃるというふうに思っているんですが、そこをどういうふうに対応するのかということを、まず1点ですね。

それから、高齢者等に対応して、WEB対応等ができない部分の窓口対応なんで すが、どういったふうにしてこれを広報活動して、住民の方々に周知徹底していく のか、5月11日から受付は始まりますよということを。そして、その方法ですね。そういったものを、どういうふうにして対応していくのか、それが2点目です。

それともう1点は、教育費の中で、コロナウイルス対応のマスク対応等々の予算が計上されておりますが、通常、今文科省では、教室のテーブルといいましょうか、学童の机を2メートル開けなさいというのが出されております。それをどういうふうに対応するのか、現在の教室ではそれ無理ですよ。それを教育委員会としてはどういう考えをもって対応をして、学童を、児童生徒をどうやって教育していくのか、どうやって感染防止をしていくのかという対応をどういうふうに考えているか、その3点についてお伺いします。

○町長(東 靖弘君) ただいま、3点の御質問をいただきました。答弁が不足する分は担当課、総務課長の答弁とさせていただきたいと思いますが、まず、窓口対応について、どういう対応を講じるのかということでございました。これは、大変必要なことでありますので、5月1日に専任スタッフを辞令交付いたしました。職員が7人と、あと会計年度任用職員とか、10名以上であたるという形になると思いますが、そういう態勢を講じているところであります。

そしてまた、会場につきましては、中央公民館の1階部分の奥のほうを使用するということで、そちらのほうも準備に入っているところであります。窓口対応の職員の対応の仕方としては、十分な態勢のもとで迅速に対応していくということが必要になってまいりますので、一応の態勢は整えてきているという状況でございます。すでに郵送してありますので、もう到着している部分とか、そういったところもあって、申請書とかあるいは免許証のコピーとか口座番号とか、そういったものを書き込んで必要書類をすべて返送していただければ、それで、それに対して対応しながらチェックして、振り込んでいくという形になるわけでありますけど、御質問でありましたように、御高齢の皆さん方で、なかなか記入できなかったりとか、あるいはそのコピーができなかったりとか、口座番号のことがあったりとかいうことで、当然、その書類を持って窓口に見えて、相談に来られるということは想定しておりますので、そちらの対応をしっかりとやれるようにしていきたいというふうに、今そういう態勢をとってやっていきたいと思っております。

5月15日からの1回目のその振り込みということは、そういう予定で進めていきたいと思っておりますが、より4月27日現在で、大崎町に住所を有するそれが基準になっておりますので、この郵送をして返送が来なかったり、あるいは、なかなか行動、身体的な理由等で動けなかったりとか、100%この相談窓口に見えるということではなかろうと思っておりますので、まず、優先すべきことをしなが

ら、申請がない方々につきましてはまたチェックしながら、そしてまた、集落の方々、自治公民館長さん等にお伺いしながら、場合によっては、職員がその集落を出向いて対応していくという、最終的にはそういったことも必要だというふうに考えております。

あと教育部分につきましては、教育長の答弁とさせていただきます。

〇教育長(藤井光興君) 今の質問にお答えいたします。再開に当たりまして気になっ たのがそこだったんですけども、小学校の大崎小と大崎中学校が気になるところ で、あとの学校につきましては、児童数が1学級30人以下ですので、20名ちょ っとですので、多くても。そこは学級大丈夫だと。ただ、大崎小・中につきまして は、御存じのとおり、例えば大崎小で1年生と6年生は37名ぐらいおりますの で、1 学級ずつですので、そこが気になっているところですが、昨日も校長会やり ましたので、必死となって学校対応考えておりますけど、1年生と6年生につきま しては、1年生の場合は、今年は1学級だったもんですから、隣の教室が空いてい るわけですね。ですから、その37を2で割って2学級に分けて授業をすると。6 年生につきましても、その隣の学級が少人数学級になっておりますので、2つに分 けて、人数を分けて指導をするということで対応したいと思っています。他の学年 につきましては大崎小の場合は、いっぱいいっぱい開けて1メートルちょっとしか とれないということですけども、それでやっていこうかなと思っていますが、た だ、あの大崎小さんに提案したのは、1、2年生の教室がオープン教室になってい ますので、あそこを開けてやったら対応できるんじゃないかとか、それから図工室 やら家庭科室やら音楽室が結構広いですので、そこに教室異動したらどうかという ことを提案してあります。検討しております。

中学校につきましては、3学級各学年、結構いっぱいいっぱいなんですね。それにつきましても、校長さんには学校で考えておりますけど、武道館、それから美術科室、家庭科室、技術家庭科室といったところは、結構広い教室がありますので、そこに入れてやったらどうかと、あとについては今言いましたとおり、空いた教室を使って、分けて授業をするという形でどうかということで提案していただきまして、学校のほうで検討してあります。そこに対して、教師がうまい具合に配置できるか、中学校は教科がありますので、そのあたりが難しいところで、うまいことできるかどうかわかりませんが、今一生懸命検討しておりますので、現在しているところです。あとの学校につきましては、問題ないかなと思っております。

以上です。

○8番(中山美幸君) まず、町長、その例の支給の特別定額給付金の窓口対応ですけども、予算書見てみますとですね、多分ですね、私もいろんな経験がございまし

て、申込書を持って来られた折に、町長も若干触れられましたが、コピーのできていない方々、一旦帰ってじゃあコンビニでコピーしてくださいよと言うんじゃなくて、コピー機までリースで入れといて、そういった対応、これ経費見られるはずですよね、コピー機はリースで、買い取りはダメですけどリースでは、多分国の政策ですので要綱の中に入っているんじゃないですか、消耗品の。賃借料の中に入っているかと思いますので、そういったところまで心づかいをしていただきたいなというふうに思います。

それから、教育長に一言提案を申し上げときますが、席についてはそういうような形で、最低でもやっぱり1メートルちょっとは席を取っていただいて、感染防止をお願いしたいというふうに要望しておきますし、またこれを機会にですね、1カ月強か、休みになりました。だから学校で、今、町長もWEB環境を整えようとしていらっしゃいます。そういった場合に、ちゃんと自宅でWEBを使った、パソコンを使った教育ができるような、そういったシステムの構築ということも町長、こう考えるべきじゃないですか。いい機会だと私は思っています。そうしたことを提案することによって、国庫の助成事業等々もあるんじゃないですか。そういったものもちょっと調べていただきまして、子どもたちがどういうふうにしたときに、教育環境が整うか、せっかく今、配ろうとしていますよね。そういったことにひっくるめて、そういったところまで研究して、将来的にそういうことができるような施設にしていただければなというふうに要望しておきますが、教育長、何かありましたら、町長も。お答えください。

○町長(東 靖弘君) ただいまの御質問の中のコピー機でありますが、当然その想定できることでありましたので、コピー機はそのために準備してあるという状況で。通常、皆さん方がコピーしてくださいと言っても、コンビニとかそういったところでしかとることができない状況でありますから、これはもう必要不可欠なものでありますので、できるだけ細心の注意を払いながら、サービスしていきたいと思っております。

以上です。

○教育長(藤井光興君) 今の件につきましては、まあ、まだ韓国なんかはすごく進んでいるんですけど、日本は遅れていまして、特に鹿児島県、大崎町は遅れていまして、12月議会でしたかね3月議会でしたかね、話しましたけど、今年はGIGAスクール構想で、大崎町の学校にもそれぞれタブレットを入れる予定で今進んでおります。先ほども担当に聞きましたら、ただその入れる予定でおるんですけど、今こんな状況で、果たしてそれがすべて間に合うかどうかというのはちょっと心配しておりますけど、本年内には、予定では2学期あたりには、タブレットが各学級、

1番多い人数分だけは入る予定ですので、これからだんだん整ってくるのかなと。 ただ、全体に対しては、文科省は2022年度までには全員にということを言って いますけど、ただそこまでまだいかないだろうと思っていますが、まあ追々、計画 的に入れていって、将来的には今おっしゃったような形でもっていけたらいいなと 思っております。

以上です。

- ○8番(中山美幸君) 今のWEBの通信施設もですよ、今無料のもありますよね。5 0個くらいのテレビ回線が通じるソフトもあるようです。それは無料ですね、時間 が制限されていますけども。そういったものも研究されてですね、せっかくタブレ ットを配るんですから、そういった環境も整えていくという方法も、一考有りかと 思いますので、研究していただきたいと要望しておきます。
- **〇7番(吉原信雄君)** 中山議員と同じ質問ですけども、野方支所での対応の仕方はど うなっているんでしょうか。お聞きします。
- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、総務課長の答弁とさせてい ただきます。
- ○総務課長(上橋孝幸君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。野方における申請受付の予定ですけれども、来週の5月11日から17日日曜日までは、野方の改善センターの大ホールで受付をしたいと思います。5月18日から8月7日にかけましては、野方支所のほうで窓口の申請受付をする予定となっております。以上です。
- **〇7番(吉原信雄君)** 住民へのその内容というのは、防災無線等を使って報告される んですか。
- ○総務課長(上橋孝幸君) お答えいたします。既に申請書と案内文書は発送を始めておりまして、その封筒の中に、詳しい申請の仕方であるとか、受付、申請はどこでするとか、窓口申請はどこでするとかそういった記載もされておりますので、その案内文書を御覧いただければ、理解していただけるものと思います。以上です。
- ○4番(稲留光晴君) 町独自の500円のクーポン券に関してですが、皆さんからいろいろお話を聞いているんですが、この500円というのは金券にあたるわけですよね。何世帯か私訪問させていただいたんですが、白い長カラーの封筒でそのまままだポストに入っているとか、チラシと間違えられて捨てられたとかですね。あと500円持ってお店に行ったら、お店が閉まっていたとかね。この500円というのは独自としていいんですが、あまりにもちょっとわかりづらいという声があるんですが、5月31日までの期限ですよね。ちょっとそこ辺では、このクーポン券を

作成された部署としては、どういうふうなお考えでしょうか。

○企画調整課長(中野伸一君) お答えいたします。この500円のクーポン付きのチラシにつきましては、企画調整課のほうで、いろいろ検討した結果であったんですけども、今おっしゃられるとおり、チラシと間違えて、封筒に入ったまま置いているという家庭がいらっしゃるということは承知しております。ただ、我々としてもこれがベストなのかと言われると、非常にそこは私たちもあって、今緊急に行える最善の策ということで、これもやってみたところなんですけど、ものは第1弾ということなので、今の御指摘を受け止めまして、第2弾、第3弾を打つときには、そういうところにも気を付けていかないといけないのではないかと思っております。

それから、今回郵便局のタウンプラスといって、全戸のポストに、町内で6,066戸のポストを郵便局が把握しているということだったんですが、町内にいわゆる自治公民館の未加入世帯もかなりあるということで、普通の文書発送の手立てでいきますと、スピードであったりだとか、いわゆる行き渡らない家庭も多いということで、今回の郵便局のシステムを使わせていただきました。なので、普通の文書発送よりは多くの家庭に届いていると、届いているというか周知されているのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

- ○4番(稲留光晴君) 第1弾じゃなくて、この次も第2弾と第3弾というふうなことを今企画調整課長がおっしゃいましたが、金額的に第2弾、第3弾増やしていかれるのか、その辺ですよね。あと、私今申し上げましたように、ちゃんと金券だとわかる、飲食店のテイクアウトに関していえば、とにかくメニューがざらっと同じような色で書かれていて、その辺は企画調整課長も御存じだと思いますが、ちょっと第2弾、第3弾はどういうふうなお考えがあるんでしょうかね。
- ○町長(東 靖弘君) ただいま企画調整課長のほうから、クーポン券を発行したいきさつについて説明があったところでありますが、御存じのように非常に飲食店等が利用されない、そしてまた3密の状態ということがあって、特にこの食堂関係が利用されていないというのが現実でありまして、ここを救済していく支援していくということで、やれるものは何かと、手っ取り早くやれるものは何かということで、クーポン券を発行するような形をとったんですけど、クーポン券がなかなか御理解されていなかったりとか、そういった面もあってでしょうか、利用がいまいちなのかもしれないんですが、やはり救済対策としてこれはやるということで、持ち帰りですので喜んでもいただいている状況でありますが、どれぐらい利用実績があるのか、そういったところをまだデータで取れている状況ではありません。また、今後第2弾をやるのか、第3弾をやるのかことになっています。第2弾等について、第

1回目のこれがどういう状況で推移していくのかというのをやっぱり見極めていき たいなということと、その他もいろんな支援策を講じていきますので、それらと併 せて次の段階についてはどうあるべきかということは、今後検討していきたいと思 います。

- ○議長(宮本昭一君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇2番(富重幸博君)** 私のほうも、10万円の特別定額給付金についてお尋ねいたし ますが、先ほどの町長の答弁の中で、手続きに来られなかった方々については、訪 問したりとかいうのがお話ございました。5月2日の南日本新聞ですけれども、こ の手続きに対しましては、身分証明書や通帳のコピーを揃えるのが難しい高齢者向 けに、垂水市やさつま町、錦江町などは、職員が地区の公民館に出向き、申請書を 受け取るとございます。多分、自ら来られる方々は大丈夫なんですけれども、中に は、在宅介護のサービスを受けている方とかも社会的な弱者、生活のそういう方々 が、結果的には健常者の方々はさっさと手続きを済ませて、速やかに給付金を受け 取れる。で、そういう、ちょっとこう生活に支障をきたすような、そういう体調の 方々は後回しになる。そういう恐れがあるんじゃないかなと。そういうことからい きますと、職員の中でも誘導部隊をつくって、二人一組でも不正があるといけませ んので、そういう訪問をして、コピー機なんかも簡易なコピー機があるわけですか ら、そういうので、そういう手続きを赴いてしてあげる。そのリストは福祉部門と か民生委員さんが訪問される、そういうところのリストなんかもあるはずです。そ ういう方々も、等しく元気な方々と同じタイミングで、そういう支給を受けられる ように、ちょっと検討していただければなと思います。これはやはり、みんなが楽 しみにされているという部分があると思います。

それから、もう1点は、消毒液なんかの支給が役場まで出てこないといけない、 保健センターまでですね。そうすると、もう高齢者で車の免許を返上された方と か、そういう方々が自分たちで消毒液を取りに行けない。そういう人たちに例えば 各集落で、自治公民館館長さんのほうで要望を取りまとめてもらえれば、自治公民 館館長さん宅にまでは歩いて行ける、または隣の人が行ってくれるというケースも ございます。ですから、そういう人たちが消毒液をもらえるように、ちょっと考慮 していただけないかなと。

実際、私どもの菱田地区の場合も関連しますが、資源ごみ袋を今まで売っていた お店がもう営業しなくなって、菱田校区内で資源ごみ袋を購入する場所がなくなっ た。そうすると、その人たちで足がない人というか、一人暮らしのお年寄りなんか 困る。言いたいのは、自治公民館館長さんのところに一定量の消毒液、資源ごみ、 そういう需要を調べて置いておいてほしいとか、そういったことができないかな と、そういうことも検討していただきたい。これからは社会的に少子高齢化の中で、社会的な弱者がどんどん増えていきます。ですから、そういうことに対しては、今までのやり方は通じない。ですから、消毒液が欲しい人は役場まで来てくれと、そういうやり方じゃなくて、もうちょっとですね、住民のそういう困っている人たちに手の届くやり方を、検討をしてほしいと思います。

○町長(東 靖弘君) 在宅の要介護者とか、そういった方々が、なかなか給付が遅れることを心配されての御質問だというふうに受け取っております。先ほども答弁したんですけど、郵送している部分があります。まずは、そのすべての町民の皆さん方に世帯主に対して郵送しておりますので、これでオンラインで申請される方、あるいは郵送してくれる方、ここを一番最初に対応してまいりたいというふうに思っております。

そこに、多分相当な事務量を要すると思いますが、そこを迅速にやっていきたい。そしてまた、御質問がありましたように、なかなか役場とか野方支所まで行けないという方も沢山いらっしゃるわけでありますから、そこについては十分配慮していきたいし、なるべく早くその受給ができるようにしていきたいということで、十分検討もいたしました。我々としても、その集落担当制をしいておりますので、そういったことの活用とかも考えながら、なるべく迅速にやっていきたいなというふうに考えているところであります。

今回は、新型感染のコロナウイルスの対策のために、町としても消毒液は配布をいたしました。また、野方支所と保健センターで配布という形でありますが、それなりに必要な方は受け取りに来ていただいたわけでありますが、ただいま御質問がありましたように、こういった面で必要とする人がなかなか手に入らない、今回いろんな市販されているものがほとんどもう売り切れている状況でありましたので、急遽我々としても消毒液をつくって配布するという態勢をとりましたので、今後この新型コロナウイルスの感染状況が、これからもずっと続くようであったときには、何らかの対応を考えていかなければならないというふうに思っております。また、資源ごみ袋のことにつきましても、併せて検討してまいりたいと思います。

- ○議長(宮本昭一君) ほかに質疑はありませんか。
- ○3番(児玉孝徳君) 先ほど同僚議員からもございましたが、学校が自粛で自宅待機になっていたんですけど、その間の私立の学校ではオンライン授業を進めていて、ここでかなり学力差が出るんじゃないかなと考えておりました。先ほど教育長のほうからはそういった揃えるのが難しいということで、しかしこれがいつまた感染が拡大して、また学校に行けなくなるということが起きるかわかりません。そういったときに、せめて中学3年生受験がありますので、ここだけでもオンライン授業が

できるような体制を、早急に構築していただきたいと思います。今の若い方ってい うのは、ほとんどパソコンを持っておられます。パソコンとかスマホとか持ってお られますので、そういった環境がある方はそれを使っていただく。そういった環境 がないところは、学校、町からの貸し出しを使うというような体制をとれるんじゃ ないかなと思っております。オンライン授業ばかりじゃなくても、課題とかそうい ったのを親なりのスマホとか、そういったところに送信して、今日はこれをやりな さい、今日はこれをやりなさい、どういった課題をやったかという報告をさせてい る学校もございます。そういった体制はできないものかお伺いいたします。

〇教育長(藤井光興君) 中学3年生にどうにかできないかということですけど、その あたりについては、学校とまた連絡とって検討できる分、検討したいと思います が、学校のほうでは、今回この臨時休業期間中だったものですから、昨日も中学校 の校長先生から聴取もさせていただきましたけど、学校がつくる時間割というより かは、各個人が1日の生活時間をつくって、自学自習の態勢ができるような時間割 をつくらせておりました。それで今度は自分で自学・自習ができるような態勢がで きているなと思いながら見ることでした。それから3年生のことにつきまして出ま したが、文科省が小学1年生と5、6年生と中学3年生にということで出ておりま したけども、これが大崎町に対応できるか、鹿児島県内にも合うかどうか疑問に思 いますけども、文科省からきていました例を見ますと、昨日も説明しましたけど、 いろんなパターンが出ておりました。ところが、時間割やらいろんな進路やら全校 的なことを考えると、うまく使えない。だから中学3年生につきましては、希望等 があるかどうかについて検討して、できる分については検討してみますけども、ま だいい方法があるのかどうか。そこに、先ほど全員協議会で教育委員会の報告をし ましたが、多分今まで、これまでの本年度分が7日間も授業数が足りなかったわけ で、その時間を今度はどうするかについては、今後また検討しないといけません が、夏休みを短くするのかそのあたりも含めて考えていきたい。それから今全国的 に考えたときに、鹿児島県は来週から始めると知事が発表しました。ところが、7 都道府県でしたっけね、あそこはまだ緊急事態宣言で授業が始まらない状況。そし たら全国的に進路が、授業の進み具合です。その教育課程が全国的にうまい具合、 合っていくのかどうか、ただそのあたりに問題があるもんだから、9月の入学式問 題が出てきたわけですね。そのあたりも急々にはできないと思いますけど、いろん な問題があって、大崎町だけ突出できないこともあったりして、お互い隣接市町と 連絡を取りながら、県内の状況やらを踏まえながら、中学校と連絡を取り合って、 検討できる分については考えたいと思っております。

以上です。

- ○3番(児玉孝徳君) 是非そのような体制を構築していただきたいと思います。テレビで見たんですけど、オンライン授業の中で朝8時だったら8時に登校というような形で、中学校だったんですけど、制服を着てそのパソコンのタブレットの前に立って、先生からの授業を受ける。そういった体制をつくっていけば、学校と同じような感じで授業が進められて、課題を与えて宿題をこれとこれとやってきなさいというふうに臨時休校になったときに言っても、やる子はやるんですけど、やらない子は本当昼まで寝ていて、あとはもう適当にやってしまうというような、生活習慣も乱れてしまいますので、そういった感じができるようになるべくやっていただきたいと思います。特に、中学3年生は受験があります。先ほど言われた9月入学になったら、また時間も出てくるんですけど、今年からは無理だということを国のほうも言っていますので、その辺をしっかり対策をとれるような体制をとるようにお願いいたしときます。
- ○議長(宮本昭一君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第19号「令和2年度大崎町一般会計補正予算(第1号)」 については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号「令和2年度大崎町一般会計補正予算(第1号)」については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第20号 令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)

〇議長(宮本昭一君) 日程第4、議案第20号「令和2年度大崎町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,161万6,000円とするものでございます。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し、傷病手当金を支給することに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇保健福祉課長(相星永悟君) それでは、御説明いたします。補正予算書 7 ページを お開きください。

まず、歳出から御説明いたします。

款2保険給付費、項6傷病手当諸費、目1傷病手当金、節18負担金補助及び交付金の185万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被保険者に対し、給与等の支払いを受けている者が療養のため仕事を休んだ場合に、その所得補償として傷病手当金を支給するため計上するものでございます。金額につきましては頭出しでございますが、1日当たりの支給額は3万887円といたしました。これは国が定めた最高額になります。支給対象となる日数は15日といたしました。平均療養日数を18日と換算し、その4日目から数えるものでございます。支給対象者は4名といたしました。4月1日現在の被保険者3,653名の0.1%に当たる人数でございます。日額の3万887円の15日の4名を、それぞれ乗じた額で算出いたしております。

以上で歳出の説明を終わりまして、次に、歳入を御説明いたします。 6ページを お願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2保険給付費等交付金特別交付金185万3,000円の増額は、歳出で御説明いたしました傷病手当金支払いに対する交付金でございます。

後もって議案第21号で国保の条例も上げておりますので、また御審議いただき たいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第20号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について何か質疑はありませんか。

- **〇8番(中山美幸君)** ちょっと簡単なことですけども、お伺いいたします。国県の補助事業で予算はついているわけですが、これは何を根拠に今議案として提案されましたか。
- ○保健福祉課長(相星永悟君) この件につきましては、先般、内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策の第2弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に、傷病手当を支給することを市町村に対して要請がなされておりまして、その財源については、特例的に国が100%支援を行うということに基づいて計上いたしております。
- **〇8番(中山美幸君)** 国県の補助事業だということはわかっておりますが、まず、うちの国保の条例改定が先にあって、それからこれの予算措置というのがなされるべきじゃないんですか。この予算を通した後で一部改定がなされるというのは、これは不合理ではないですか。
- ○議長(宮本昭一君) 暫時休憩します。

○議長(宮本昭一君) それでは、再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第5、議案第21号「大崎町国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について」を先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第5、議案第21号「大崎町国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について」を先に審議することに決定しました。

日程第4 議案第21号 大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて

○議長(宮本昭一君) 議案第21号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) ただいま御指摘受けまして、議案第21号のほうを先に説明と 審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

御説明いたします。本案は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している現況に鑑み、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどしたことにより、労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金を支給することができるようにする必要があるため、大崎町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長(相星永悟君) それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、先般、内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の第2弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援が行うことが決定されたことを受けまして、厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたところでございます。

国民健康保険制度におきましては、さまざまな就業形態のものが加入していることを踏まえ、傷病手当金につきまして条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっていることから、傷病手当金の支給を行うにあたって、大崎町 国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の 3枚目をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。附則に 第3項から第8項までを追加するものでございます。

第3項から第5項までは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についての規定でございます。

第3項は、支給対象者を給与の支払いを受けている被保険者で、療養のため労務に服することができない者とし、対象となる期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間と規定しております。

第4項は、1日当たりの支給額を、直近の継続した3カ月間の給与等の収入の額の合計を就労日数で除して得た金額の3分の2に相当する金額と規定しておりま

す。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を上限とするものでございます。ちなみに、この上限額は3万887円でございます。

第5項は、支給期間を最長で1年6カ月と規定しております。

第6項から第8項までは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る 傷病手当金と給与等の調整についての規定でございます。

第6項は、感染もしくは感染が疑われる場合に、給与等の全部もしくは一部を受け取ることができる者には、傷病手当金は支給しないこと。受け取ることができる給与の額が算定額より少ないときは、その差額を支給することを規定しております。

第7項は、感染した場合において、受け取ることができるはずであった給与等を 受け取ることができなくなった場合において、傷病手当金の全額もしくは傷病手当 金より少なかった場合はその差額を支給することを、また、既に傷病手当金の一部 を受けていたときは、その額を支給額から控除することを規定しております。

第8項は、第7項の規定により、本来支払われるべき給与等を支払わなかった結果、傷病手当金として支払ったものであることから、その金額を当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することを規定しております。

議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行 し、改正後の附則第3号から第8号までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が 令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでござ います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

- **〇議長(宮本昭一君)** これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) ちょっと、これの条例の改定の状況についてお伺いしますが、

今、これは傷病手当の支給についてを議論されたのか、ほかのことについて本町が行うべき義務といいましょうか、そういったのも私はあろうかなと思っているんですが。例えば、緊急事態等が発令された場合に、本町の行政としての立場、どういうことをやるのかということを、本町の条例の中でどんなものがあるんだろうかと若干調べてみました。1つもございませんね。だから、こういったものをコロナ対策でやる場合に、そこまでなぜ考えてやらなかったのか。改定自体には、異論申し上げるわけではございませんが、そういった時点で、そういった議論がなされるべきなんですね。例えば、この中に盛り込むのが一番いいのかなと私は思っています。この条例の中にですね。例えば予防策、そういったところまで盛り込んで、今回のこの条例の改定、国の新型インフルエンザ等特別対策条例とか、措置法です

か、というのがありますよね。その中でも国民の健康だとか、生活を守るというようなことが謳ってあります。本町のこの今の条例の中では、そういったものが謳ってないんですよ。ただ支給するということだけなんですね。国県の補助事業だから支給するじゃないんじゃないですか。町民の生命、財産を守る、それから生活を守っていくというのも、これは行政の一つの責任じゃないんだろうかというふうに私は考えているんですが、そういった議論があって、初めてこの条例の提案がなされるべき、そういったことを盛り込む余地はなかったのかどうかお伺いします。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいま御質問がありましたことについて、本町においても新型インフルエンザ等の法律に基づいて、本町においても整備しているものがありますので、その点につきましては、担当課長の答弁とさせてもらいます。
- 〇保健福祉課長(相星永悟君) お答えいたします。

今議員から質問がありました、この傷病手当だけのことかということですけども、今回の場合は取り急ぎ、もし不幸にしてかかられた場合に、給与それがもらえない、それをどうしても食い止めたいという思いがありまして、議員の思いとは乖離があるかと思いますけども、今回の場合は、国民健康保険に加入者の被用者の方が感染された場合の給付金として計上いたしましたので、その他のことを考えられなかったということについては、申し訳ありませんが検討はしておらないところでございます。

それから行動計画につきましては、平成27年に新型インフルエンザの行動計画を策定しておりますので、今回はこの新型コロナウイルスにつきましては、この行動計画を踏襲してやるようにということで、本町においても対策会議の中で、この行動計画に準じた行動をとるように意思確認をしているところでございます。

以上でございます。

- ○8番(中山美幸君) 平成27年度に行動計画を策定されたということでございますが、それは内部の事情であって、我々議会、議員も多分周知している方々が何人いらっしゃるんですか。町民がそれを知っていますか。例規集の中を私はずっと調べてみましたけど、そういった行動計画等々については記載なかったような気がするんですが、私の見落としでしょうか。職員が何人知っているの、それを。
- ○保健福祉課長(相星永悟君) お答えいたします。

この行動計画につきましては、ホームページ等で周知はしているところですけど も、見ていただいているのかはちょっと推測しかねるところでございます。

以上でございます。

○議長(宮本昭一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第21号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「大崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 2 0 号 令和 2 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

- ○議長(宮本昭一君) 前に戻りたいと思います。議案第20号に戻りたいと思います。いいでしょうか。町長。
- ○町長(東 靖弘君) それでは議案第20号ということになりますが、御説明いたします。説明内容につきましては、先ほど御説明いたしましたので、もう提案理由は御理解いただいているということになりますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。
- ○議長(宮本昭一君) 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は会議規則第39条第3項の規定に

より。

[「討論のところが抜けていますよ」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) ちょっと待ってください。

討論はまた今から出てくるんですよ。まだですよ、これは。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第20号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「令和2年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)」については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第6、議案第22号「大崎町後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことに伴い、大崎町後期高齢者医療 に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、新型コロナウイルスに感染した被保険者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長(相星永悟君) それでは、御説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、先に内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の第2弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受けまして、厚生労働省から市町村等に対して、傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたところでございます。

要請を受けまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、傷病手当金が支給できるように、条例改正がこの4月17日に行われました。後期高齢者医療制度の被保険者に傷病手当金を支給するためには、各市町村で申請書を受け付けられるよう各市町村の後期高齢者医療に関する条例を改正する必要がありますことから、大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の 2枚目をお開きいただきたいと思います。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししております。

第2条は、地方において行う事務についての規定でございますが、鹿児島県後期 高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者等 に対する、傷病手当金の支給に関する申請書を受け付けるため、第8号として追加 し、現行の第8号を第9号として繰り下げるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から 施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
 - [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39 条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第22号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「大崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第23号 中沖小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について

○議長(宮本昭一君) 日程第7、議案第23号「中沖小学校校舎等大規模改造工事請 負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。議案第23号は、中沖小学校の校舎等大規模改造工事の請負契約に関するものでございます。中沖小学校の校舎等は、築50年以上経過したものもあり、老朽化が著しい状態となっております。児童が安心して学び、快適な学校生活が送れるよう環境の整備を図るために、大規模改造工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

4月16日に指名委員会を開催し、今回の大規模改造工事につきましては、分離 発注を行うことといたしました。まず、建築一式工事がメインとなる校舎等の大規 模改造工事と機械設備工事及び電気設備工事に分けまして、大規模改造工事は、町内及び志布志市内の鹿児島県建設工事入札参加資格者格付による建築Aを有する5社を、機械設備工事は町の上水道指定工事業者かつ鹿児島県建設工事入札参加資格者格付による管B以上を有する3社、及び大隅管内で鹿児島県建設工事入札参加資格者格付による管Aを有する2社を、そして、電気設備工事は、町内の工事実績のある電気設備業者格付電気A級の業者5社を選定いたしました。その後、5月1日に入札を執行し、入札の結果、校舎等の大規模改造工事は久徳建設株式会社が、機械設備工事は三州管工業株式会社が、電気設備工事は有限会社南九州マーキングが落札いたしました。また、久徳建設株式会社に対しましては、この工事は地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を経なければならない契約となるため、議会の議決を経たのち、本契約を締結する旨の説明を行い、同日仮契約を締結したところでございます。

それでは、議案書に沿って御説明いたします。

1、契約の目的は、中沖小学校校舎等大規模改造工事でございます。 2、契約の内容は、校舎南棟鉄筋コンクリート造2階建972平方メートルのほか、議案書にお示しの内容となっておりますので御覧いただきたいと思います。 3、契約の金額は3億4,100万円でございます。 4、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。 5、契約の相手方は、大崎町神領2156番地1、久徳建設株式会社、代表取締役、久徳博文でございます。

なお、2枚目以降に参考資料として、入札執行調書、配置図、平面図を添付して おりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

- **〇議長(宮本昭一君)** これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○9番(上原正一君) この件につきましては、当初予算で通過をいたしておりますので、仕方ないという自分に言い聞かせをしております。まず、先ほど町長も50年以上たっている施設もあるとおっしゃいました。説明を受けました。そういうものを外見だけを改造しても、中身、鉄筋であるならば中の鉄筋とか、そういうところは、そのやはり50年以上過ぎているというものの考え方。それと、何点かこの考え方があるわけですが、野方小、それから大丸小も改築で済ませております。そして、中沖もこのまま改築でやれば、将来、3校とも一緒につくり替える時期が来るんじゃないかということ。その時の財政がどうなっているかわかりませんが、そういう考え方がちょっと私は納得ができませんでした。それから、納得できない理由に2つ目が、野方の場合仮校舎をつくったわけですが、1億からの仮校舎の予算が使われていたということ。そうであれば最初から、つくればこれもいらない。それ

からほかにもありますが、3倍、5倍の生徒数がいた校舎を、そのまま今は3分の 1、5分の1になった生徒数になっているのにそのまま校舎を改築する、部屋の大 きさをそうするというようなことも、何か、何か違うよなという気もいたします。 それから、たしか持留小学校の新築工事をやったときの説明の中で、ゆくゆくは地 域の改善センターなり、そういうところと一緒になったようなつくり方をして、ス ロープをして、それから車椅子でトイレも広くつくってあるというようなことで、 つくりますという説明がありましたと記憶しております。ですから、どこの小学校 もそうですが、改善センターなんかももう古くなっておりますので、将来、行政側 から言わせると、補助の場所が違うんだとか計画に載っていないとか、いろんな理 由を言われますが、外部からこうして見ていると、社会教育課管轄なのか管理課管 轄なのか、それが一緒になったようなそういう施設をつくり替えるという、何か一 緒になって考えられないのかなというふうに思えてなりません。そういうような4 つ、5つの理由で今後計画をされる場合は、まだ菱田小学校が残っているわけです かね、あそこはしたのかな。あの改善センターとかそういうところも、またどうせ 触る時期が来ると思いますが、もうちょっと何か考えて計画を組んでいただきたい と思います。

以上でございます。

○議長(宮本昭一君) ほかに何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれによって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定 により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第23号「中沖小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「中沖小学校校舎等大規模改造工事請負契約の締結について」は可決されました。

○議長(宮本昭一君) 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程 を終了いたしましたので、令和2年第1回大崎町議会臨時会を閉会いたします。御 苦労さまでした。

閉会 午前11時17分